

令和5年度 事業計画

共同生活援助事業 きずなホームズ

1. 目的

障害者総合支援法に基づき、共同生活援助事業のサービスを提供し、その自立と社会経済活動への参加及び地域移行を促進する観念から、利用される方の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って個別支援計画を作成し必要な支援及びサービスの提供を適切に行う。

2. 事業所の重点目標

① 個別支援計画の作成及び支援の提供

利用者の方の障がい程度や心身の状況、特性を考慮すると共に、ご本人やご家族のニーズや意向を汲み取り、ご本人に寄り添った個別支援プログラムを作成し、より質の高い支援とサービスの提供を行う。

② 生活の質の向上

生活の質の向上を図る為、より快適で衛生的な生活環境に繋がるよう個々に応じた生活支援を実施していく。

③ 就労定着支援

就労者の就労（職場）定着が図れるように、就労先及びGH、ご家族と連携を強化し生活上・仕事上の支援ニーズ、課題を汲み取る事で、より一層の把握に努め支援スキルを高めていく。

④ 苦情処理解決・第三者評価

福祉サービス第三者評価システム・苦情処理解決システムの導入を行うことにより、当該施設の具体的な現状及び課題を把握し、第三者評価受審結果で改善を求められる課題に対しては早急に見直しを行い、利用者本位の良質なサービス提供が出来るよう、サービスの質の向上に努める。

⑤ 情報公開の充実

ホームページや広報誌の質の向上に努めると共に、積極的にSNSを活用した情報公開を行い透明性を高めていく事で第三者から信用を得る事業所運営に努める。また、第三者評価受審結果に関しても公表を行い周知に努める。

⑥ 地域貢献及びボランティア活動の充実

地域との交流を深められるよう、地元行事への参加、職場体験、見学の受け入れ、ボランティア活動を積極的に行っていく。

⑦ 利用者に対する虐待防止対策

障害者虐待防止法及び障害者差別解消法を遵守し職員の資質向上を図ると共に、当該事業所においては、虐待防止会議で虐待・身体拘束に関わる検証、検討を行いつつ外部の研修会にも積極的（年に1回以上）に参加して利用者の方の権利利益の擁護を図る。

⑧ 他の機関との連携

行政・医療・学校・家庭、地域、他の福祉関係事業所などの関係各機関との連携を図り、サービス提供及び利用者の方のフォローアップ体制の幅を広げていく。

⑨ 防災、防犯対策

既存の防災・防犯マニュアルに関しては、新たに施行されるガイドラインの指針に応じて改訂を行い、従業者教育として今後起こりうる、想定される各種訓練を実施することで防災、防犯に対する意識を高め、安全管理体制の強化を図り、未曾有時の事態に備える。

⑩ 感染症対策

利用者の方が健康且つ安心安全に日中活動及び余暇活動に参加する事ができるように感染症マニュアルに沿って、日頃から感染症対策に取り組んでいく。また、状況に応じてマニュアルの改訂を行い、現状に即した対応を全職員が取り組めるように感染症教育を行い、感染症に対する意識を高めると共に感染症の訓練も実施する。

⑪ 新規共同生活援助事業所の開設

新規共同生活援助事業所の開設に向けて、滞りなく遂行する事が出来るように準備及び計画性を持って取り組んでいく。

⑫ 一人暮らしむけ

サテライト事業を経て一人暮らしを目指す利用者の方が、安心して生活を営む事が出来るように必要なサービスの確保に努め、フォローアップ体制を整えていく。

3. 支援内容

○共同生活援助

利用者の方が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、心身の状況に応じて共同生活住居において、入浴・食事、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他関係機関との連携その他の必要な日常生活上の支援を行う。また、土日においては、様々な余暇活動を提供する。

○食事の提供

利用者の方の心身の状況や嗜好を考慮し、栄養所要量に基づいた食事を提供する。また、季節や郷土に応じた食事提供を行う事で生活に豊かさと活力が得られ、健康増進に努める。

○健康管理

利用者の方の健康状態を把握し、嘱託医または協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行う。

○余暇活動

利用者の方の自治会活動（勇気の会）をサポートし、幅広い情報を提供し、自己選択・自己決定をして活動できるよう、自発的に発言しやすい環境作りを進める。また、生き甲斐のある豊かな生活を送れるよう社会体験活動等を提供する。

○就労支援

利用者の方が安心して働く事ができるように、相談及び企業との連絡調整を行い就労支

援に努める。

4. 従事者の努力目標

- ① 法令等の情報を収集し、利用者の方・ご家族の方に最新の情報提供をしていく。
- ② 虐待防止法、差別解消法施行に伴い倫理綱領・従業者行動基準を遵守すると共に自己への振り返りに努め、資質の向上を図る。
- ③ キャリアパスプログラムに基づいて、専門職として資質の向上と、協調の精神と和（チームワーク）を大切にする。
- ④ ご家族及び地域との信頼ある関わりを深める。
- ⑤ 従事者間の連携を密にし、実施する諸事業のサービスの質の充実を図る等、在宅福祉向上に努める。
- ⑥ 法人他事業所相互の交換研修を実施し、障がい者への理解を深め支援技術の向上を図る。
- ⑦ 利用者の方のプライバシーを尊重し、個人情報漏洩防止や虐待防止に努める。
- ⑧ 作業確保に努め、障がい特性を考慮した上で安全且つ安定した作業提供に努める。
- ⑨ 利用者の方の生命、財産を守る為に各種訓練に努める。
- ⑩ 利用者の方の生命を守る為に、感染症対策を継続して取り組みつつ従業員が感染症の要因を持ち込まないように努める。

令和5年度 行事計画

		共同生活援助事業 きずなホームズ	
月	園主催行事	勇気の会(自治会) 主催行事	行事(園外)・研修会等
4月		役員選挙 お花見	法人新任研修Ⅰ
5月	家族総会	クラブ活動	NPO法人サポートセンター虹 総会
		オリエンピックin福祉園	法人新任研修Ⅱ兼中堅研修Ⅰ 県社会就労センター総会・研修会
6月	歯科検診		法人監事監査・法人理事会
			定時評議員会 法人中堅研修Ⅱ・幹部研修Ⅰ
7月	健康診断	ピアガーデン・食事会	市民大清掃
			法人全階層研修Ⅰ 日本福祉協会全国施設長会 四国地区福祉協会施設長会
8月	権現サンサン祭	魚釣りゲーム	法人新任研修Ⅲ
		バーベキュー	四国福祉協会四国地区職員研修会
		クラブ活動	
9月	作業見学会	いも焼き会	法人中堅研修Ⅲ
			中四国社会就労センター職員研修会
			法人理事会
			法人評議員会
10月	福角会祭	クリーン運動	セルフフォーラムえひめ
		ハロウィンパーティー	全国社会就労センター研修会
			全国障がい者スポーツ大会
11月	総合防災訓練 交通安全講習会	芸術活動	法人幹部職員研修Ⅱ
12月		もちつき大会	四国地区福祉協会職員研修会
		クリスマス会	法人全階層研修Ⅱ
		忘年会	法人理事会
1月	健康診断	新年会・新成人祝い	法人評議員会・法人役職懇談会
		クラブ活動	法人一般事業主行動計画
		レクリエーション大会	
2月	検証訓練		四国地区福祉協会施設長
			法人幹部職員研修Ⅲ
			全国社会就労センター長研修会
3月	G H総合防災訓練	クリーン運動	県社会就労センター研修会
		日帰り旅行	法人理事会
			法人評議員会
その他	防災訓練(毎月)	勇気の会(毎月)	その他各種行事・バザー
		役員会(学期毎)	
会議	月例	運営推進会議・総合企画会議・防災安全会議・衛生委員会(感染症予防含む)・食事献立会議・虐待防止会議(身体拘束含む)・G H連絡会	
	随時	個別支援会議・生活者サービス会議・苦情解決会議	